

日野市手数料、使用料等の設定に関する ガイドライン 改正内容一覧

日野市企画部企画経営課

令和8年(2026年)2月

日野市手数料、使用料の設定に関するガイドラインとは

行政サービスの手数料や公共施設の使用料を、公平・適正に設定・改定するための市としての統一的な基準を定めたものです

目的

- ✓ 公平な負担と財政健全化を図り、行政サービスを持続させるため、統一的な基準を定めています

経緯

- ✓ 平成30年に前身の「見直し基準」を策定。社会状況の変化を踏まえ、改正を重ねてきました(本改正が第5版)

基本的な考え方

- ✓ 「利用者負担の原則」に基づき、算定根拠を明確化しています

手数料の例

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明
- ・ 道路境界証明 など

使用料の例


- ・ グラウンド、テニスコート使用料
- ・ 交流センター会議室使用料
- ・ 新選組のふるさと歴史館観覧料 など

ガイドライン改正の経緯


ガイドライン策定以降、運用を重ねる中で定着が図られた一方、社会経済情勢や行政を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、これまでの運用で明らかになった課題を整理するとともに、社会情勢への適切な対応と公平性のさらなる確保を図るため、ガイドラインを全面的に見直すものです。

改正内容の例は、以下のとおりです。


将来を見据えた大規模改修等の考慮

 公共施設の老朽化が進む中、将来の建替えや大規模改修に要する経費増大を見据え、これまでは減額改定時のみ検討していた費用を今後は常時算定に反映できるようにします

日時別の係数の設定

 建物の利用が集中する時間帯(午後など)に割増料金、利用が少ない時間帯(午前など)に割引料金を設定する仕組みにより、利用の平準化と施設の有効活用を図ります

市民意見の反映プロセス

 オンラインでいつでも・どこでも参加可能な「日野市地域共創プラットフォーム」などを通じて、より幅広く市民からの意見を募集するプロセスへと変更します

改正内容一覧

改定一覧(目次)

連番	改正内容	スライド 番号	連番	改正内容	スライド 番号
1	行政財産の目的外使用料の設定時に適用可に整理	6	14	不特定多数利用施設で料金体系別利用者数集計の明記	11
2	見直し周期の章構成変更	6	15	標準施設・平均額基準の例外規定の見直し	12
3	税外収入等の見直し周期記載を削除	6	16	調理室・防音室の設定を他自治体例等で補正可能に	12
4	ガイドライン適用開始時期	7	17	日時別係数の導入(時間帯の割増・割引で平準化)	13
5	算定方式に見合わない手数料、使用料を例示	7	18	市民以外料金の上限を「利用者負担割合100%」へ	13
6	将来の大規模改修費用の考慮を追加	7	19	付帯設備・備品の個別使用料設定を明記	13
7	市内類似施設との料金比較の項目削除	8	20	キャンセル料に関する扱いの整理	14
8	激変緩和措置の適用を受けない事例の設定	8	21	団体利用料金に関する記載削除	14
9	改定要否の±20%基準の廃止(原則改定への変更)	9	22	駐車場使用料を原則基準額算出による検討へ	14
10	市民意見反映プロセスを地域共創PFへ移行	9	23	内部手続き年間スケジュール等の明示	15
11	減額改定時の周知期間の規定削除	10	24	手数料・使用料等検討委員会設置要綱の削除	15
12	改定有無にかかわらず諮問・意見募集を実施へ	10	25	全体の文言調整(文意の明確化)	15
13	原価算出で補助金収入等を控除する規定を追加	11			

連番1・2・3

1 行政財産の目的外使用料の設定時に適用可に整理

該当P	箇所	改正内容	理由
2	1 適用範囲 ②行政財産の目的外使用に関する使用許可に伴う施設使用料	②について、本ガイドラインの算定方式を適用できるものとする改正	②について、現状は「財産の種類及び使用の状況に応じ、市が市以外の者から貸借している土地、建物等の賃貸料を基準として適正な価格をもつて定めるものとする（行政財産使用料条例第2条第1項）」とされており、施設所管課の裁量にゆだねられている。 原価を超える収入を得ることは適正ではないケースもあることから、使用料設定の際に参考とできるものとするもの。

2 見直し周期の章構成変更

該当P	箇所	改正内容	理由
2	2 見直し周期	旧第4章にて記載されていたものを、全体の構成を鑑み第1章に記載	章立て・文意の進行を考慮した。

3 税外収入等の見直し周期記載を削除

該当P	箇所	改正内容	理由
2	2 見直し周期	手数料・使用料以外の税外収入等に関する見直し周期の記載を削除	「1 適用範囲」において適用対象外となっているため。

連番4・5・6

4 ガイドライン適用開始時期

該当P	箇所	改正内容	理由
3	3 適用開始時期	令和8年4月15日からとする	検討委員会での検討、パブリックコメント(令和8年3月1日～3月末)を経て修正の上、内容を確定するため。令和8年度改定料金から適用。

5 算定方式に見合わない手数料、使用料を例示

該当P	箇所	改正内容	理由
4	4 基本的な考え方 (1)算定根拠の明確化	本ガイドラインの算定方式に見合わない手数料、使用料等について例を記載	本ガイドラインにおける使用料は、貸室等を基本として設計されており、例として記載した道路占用料、河川占用料、下水道使用料はガイドラインの算定方式に見合わないことがすでに判明しているため、あらかじめ記載したもの。

6 将来の大規模改修費用の考慮を追加

該当P	箇所	改正内容	理由
5	1 基準額の算出から改定までの流れ (2)改定額設定に関する検討項目 ① 将来を見越した大規模改修等の考慮	発生することが明らかな大規模改修については考慮することができる旨を追記	公共施設の老朽化が進み、大規模改修等を要する施設が頻発する中、従来、「減額改定の考え方」で記載されていた内容について、減額改定時だけでなく見直しの際常時検討すべき要素として記載。

連番7・8

7 市内類似施設との料金比較の項目削除

該当P	箇所	改正内容	理由
5	②市内の類似施設との料金比較	削除	「2③原価の算出における例外」にて同内容が記載されているとおり、あくまでも例外扱いであることから、基本的な考え方を示す当該項目から削除。

8 激変緩和措置の適用を受けない事例の設定

該当P	箇所	改正内容	理由
6、23	⑥激変緩和措置の適用	<p>激変緩和措置の適用を受けない事例を記載</p> <p>【適用外とする事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民生活への影響が多大でないと合理的に認められる場合(手数料のみ) ② 現行の使用料設定から長期間が経過し、経済状況が大きく変化している場合 ③ 新たに日野市民以外の料金設定する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 手数料等の改定にあたり、算出された基準額が高額であるにもかかわらず、激変緩和措置の適用によって十分な改定ができないケースがいくつか存在(例:都市計画証明手数料)。激変緩和措置の趣旨は、「市民生活への多大な影響を与えないため」であるが、利用者の大半が事業者である場合などはこれにあたらなため、適用外とする。 ② 長い期間料金改定が行われず、現在の経済状況と合わない料金設定となっている施設も存在(例:福祉センター30円など)。このようなケースに激変緩和措置を適用することは適切ではないためこれも適用外とする。 ③ 公の施設は日野市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられている。このため、市民以外の利用料に差を設けることができるものとされている。よって、新たに市民以外料金を設定する場合においても、激変緩和措置の適用外とする。

連番9・10

9 改定要否の±20%基準の廃止(原則改定への変更)

該当P	箇所	改正内容	理由
6、24	(3)改定要否及び改定額(案)の判断	<p>これまで設けられていた改定要否基準の±20%について、これを改正し原則として改定を要するものとする内容とする。</p> <p>また、改定要否及び改定額(案)の判断・決定にあたっては、事前に理事者協議を経るもの。</p>	<p>±20%の根拠がなく、一律に基準を設けるべきではないため。原則、算出された基準額、改定額(案)に基づき改正するものとする。</p> <p>ただし、現行額との差が50円(手数料の場合は30円)未満であるなど、ごく軽微な改定はかえって改正にかかる事務コスト等が増収を上回る可能性もあるため、その際は個別に検討を行う(改正をしない)ことができるものとする。</p> <p>また、判断にあたっては、意思決定過程の定めがなかったことから各課対応が異なっていたため、これを統一し、理事者との協議を経るものとする。</p>

10 市民意見反映プロセスを地域共創PFへ移行

該当P	箇所	改正内容	理由
6、24、29	(4)附属機関等による意見聴取又は日野市地域共創プラットフォームによる意見募集	<p>市民意見の反映プロセスを「手数料、使用料等検討委員会」から地域共創プラットフォームへ移行するもの。</p>	<p>平成30年に、統一的な改定基準を定めた「手数料、使用料等の見直し基準」の運用が開始され、その後名称を「ガイドライン」に変更しつつ、内容も確立されてきた。</p> <p>一方で、市民意見の徴取と議論による検討はより多様な市民と進める必要があることから、デジタル技術を活用した検討プロセスに改めるもの。</p>

連番11・12

11 減額改定時の周知期間の規定削除

該当P	箇所	改正内容	理由
7、24、30	(7)市民・利用者等への周知	原則として3か月以上の周知期間を設けるものとしているが、減額改定の場合は周知期間の定めを設けないものとする。	市民等に影響があることから周知期間を設けるものとしているが、減額改定の場合は影響が限定的なため。

12 改定有無にかかわらず諮問・意見募集を実施へ

該当P	箇所	改正内容	理由
8、25	【使用料の見直し手順 フロー図】	これまでは、改定しない判断の場合、附属機関等での諮問や委員会付議を省略できるとされていた。これを改定の要否にかかわらず、附属機関等での諮問又は地域共創PFでの意見募集を行うものとするよう改めた。 また、連番6～11の変更に合わせ、フロー図を修正した。	現在の運用において、料金の改定を行わない場合であっても附属機関等での諮問又は委員会付議のフローを実施していたため、実態に合わせたもの。

連番13・14

13 原価算出で補助金収入等を控除する規定を追加

該当P	箇所	改正内容	理由
11	2 基準額の算出 (2)原価の算出 ①原価算出のための項目 【原価算出のための項目】の表中、 「カ 補助金収入等(控除)」	原価算出にあたっては、人件費、物件費、指定管理者が管理に要した経費、減価償却費、土地代の合計となっているが、補助金収入等の特定財源がある場合はこの収入相当額を合計から控除するよう改める。	補助金等の収入がある場合は、これを考慮せず使用料をとることは二重計上となるため。

14 不特定多数利用施設で料金体系別利用者数集計の明記

該当P	箇所	改正内容	理由
13	②原価の算出方法 【原価の算出方法】の表中、 「ウ 不特定多数の～」	利用料金体系が複数ある場合は、利用料金体系ごとの人数を集計するよう追記	不特定多数の利用者が一定の時間全部または一部を共用する施設としては、市民プールや新選組のふるさと歴史館などが該当する。これらの施設は、年間維持管理経費を利用人数で除して原価を算出している。原価を適切に把握するため、整理するもの。

連番15・16

15 標準施設・平均額基準の例外規定の見直し

該当P	箇所	改正内容	理由
14	③原価の算出における例外 ア 標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合	原価算出の例外として「標準的な施設、又は全体の平均額を基準にする場合」があるが、市内全域からの利用を前提としている施設は、この例外によらず施設ごとの原価を使用するものであるため、この規定を削除するもの。	土地の保有状況等により施設ごと維持管理経費が異なるなど、同種の施設でも使用料に差が生じる可能性があるため、左記の例外が設けられている。 当該箇所は「市内全域からの利用を前提としている施設は、原則どおり施設ごとの原価を使用する」、すなわち例外の対象外であるが、記載のとおりであっても施設ごとに維持管理経費等に大きな差が生じる場合は例外を適用すべきであるため。

16 調理室・防音室の設定を他自治体例等で補正可能に

該当P	箇所	改正内容	理由
14	工 調理室・防音室貸室に関する考え方	調理室の場合、通常の貸室の2.0倍、防音室及び視聴覚室の場合1.5倍とされていたものを、他自治体例等を参考に基準額を補正できる旨の記述に変更。	各倍率に根拠がない一方、適切な値はケースによって変わり得ることから、定性的な基準のみとし、水平比較等によることとすべきであるため。

連番17・18・19

17 日時別係数の導入(時間帯の割増・割引で平準化)

該当P	箇所	改正内容	理由
17	(4)日時別の係数の設定	利用が多い時間(例:午後)に割増料金、利用が少ない時間(例:午前)に割引料金とする設定を導入。	利用の標準化、稼働率向上を目的として導入。 トータルで100%となるよう、傾斜(割増・割引)の考えを導入する。

18 市民以外料金の上限を「利用者負担割合100%」へ

該当P	箇所	改正内容	理由
17	3 その他の料金設定の考え方 (1)市民以外の利用者の料金設定	市民以外料金は日野市民の2倍を上限としていたが、施設の利用者負担割合にかかわらず、利用者負担割合100%を上限とする改正。	日野市民の2倍とする場合、経費(原価)を超える収入を得ることになるため。

19 付帯設備・備品の個別使用料設定を明記

該当P	箇所	改正内容	理由
19	(7)付帯設備・備品等の使用料設定	使用することにより別途費用が発生する付帯設備や備品などについて、別途使用料の設定ができる旨記載。	すでに使用料を設定・徴収している施設も存在しているが、記載がなかったため。

連番20・21・22

20 キャンセル料に関する扱いの整理

該当P	箇所	改正内容	理由
19	(8)キャンセル料の規定	施設のキャンセルが生じた場合に「キャンセル料」を設定できる旨規定。なお、「すでに徴収した使用料は返還しないものとします」という規定は、施設を使用していないにもかかわらず使用料を徴収することになるため、使用料ではなくキャンセル料として条例に規定するよう記載。	現行の運用が左記のとおりとなっており、是正が必要なため。

21 団体利用料金に関する記載削除

該当P	箇所	改正内容	理由
20	4 減額及び免除規定 (2)減免規定	団体利用料金の設定に関する記載を削除。	団体利用者と個人利用者に金額の差を設ける合理的理由がなく、適切でないと考えられるため。

22 駐車場使用料を原則基準額算出による検討へ

該当P	箇所	改正内容	理由
21	5 施設に付帯する駐車場使用料 (2)駐車場使用料の額	原則、施設使用料と同じく、基準額の算出による設定とする旨記載。ただし、これによって使用料が安価となり、施設利用者が使用できないケースが想定される場合は、この方法によらず近隣駐車場等の料金体系を参考に設定できるものとする。	まずは施設使用料と同じ考えに基づき、改定の検討を行う必要があるため。

連番23・24・25

23 内部手続き年間スケジュール等の明示

該当P	箇所	改正内容	理由
29、30	第4章 手数料、使用料等の設定・改定に関する内部手続き	手数料、使用料の設定・改定に関する内部手続きについて、年間スケジュールを基に新たに記載。	手続きスケジュールや具体的な流れに関する問い合わせが多いため、記載。 また、議会関係手続き(議案上程、議会対応等)に関して規定がなかったことから、これを定めたもの。

24 手数料・使用料等検討委員会設置要綱の削除

該当P	箇所	改正内容	理由
-	2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	削除	市民意見反映プロセスが地域共創プラットフォーム置き換わることにより、日野市手数料、使用料等検討委員会が廃止となるため

25 全体の文言調整(文意の明確化)

該当P	箇所	改正内容	理由
-	全体		文意の明確化等のための文言調整

手数料、使用料等検討委員会での意見

結論

ガイドライン改正案を原案通り承認(全委員一致)

意見

- ✓ 市民参画プロセスが日野市地域共創プラットフォームへ移行することは、大変良いのではないか。
- ✓ 委員会の中で委員手数料、使用料検討委員会から出た意見も盛り込まれており、これまでの委員会での議論で問題になった点についても、改正の内容によって改善が見込まれるため、妥当であると考えている。